

平成24年第8回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成24年8月8日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 橋田委員長，河村委員，小葉松委員，星野委員，山本委員

4 欠席委員

5 事務局 種田生涯学習部長，岡野学校教育部長，堀田生涯学習部次長，
坂野生涯学習部次長，渡邊管理課長，佐藤文化財課長

6 傍聴者 なし

7 付議事項

日程第1 報告事項 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に係る許可基準改定（案）について

■橋田委員長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に，河村委員，小葉松委員を選任。

○ 日程第1，報告事項「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に係る許可基準改定（案）について」報告を求める。

■生涯学習部長

○ 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画に係る許可基準の改定について報告する。

○ 当該保存地区（伝建地区）については，函館が最も繁栄した明治・大正・昭和初期に形成された町並みが概ねそのままの形で継承され，平成元年4月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

○ 伝建地区の周辺は，函館市都市景観条例に基づいた都市景観形成地域となっており，伝建地区と連続した街並みを形成している。

○ 伝建地区の歴史的な町並みを保存するため，現状変更の規制基準を設けており，建築物の新築等を行う場合，市長および教育委員会の許可を受けることとなっている。

○ このたび，函館市都市景観条例の改正に伴い，景観形成地域に係る，各種基準の見直しが進められていることから，伝建地区の許可基準についても，整合がとれる形で整理・見直しを行い，改定するものである。

○ 改定案の概要であるが，これまで抽象的な表現であったものを具体的でわかりやすい表現としたほか，新たに建築物等の色彩基準を設けて基準の明確化を図るなど，基準の項目，内容について改定をするものである。

- 許可基準改定の主な内容であるが、景観形成上重要な役割をなしている文化財や建造物等への配慮を明確化したほか、外壁の色彩基準を具体化した色彩基準の設定、太陽光・風力発電設備の基準の新設、彫像・記念碑の基準の新設、自動販売機の基準を追加するなどとなっている。
- 添付した資料は、景観形成基準改定案と保存地区改定案を比較した「景観形成基準見直し（案）に伴う伝統的建造物群保存地区許可基準の改定（案）について」である。
- 許可基準の改定案については、景観形成基準の施行と合わせ12月1日の施行を予定しており、都市建設部と協議を行いながら作業を進めている。
- 今後の予定としては、9月上旬に函館市景観審議会への諮問行い、答申を経て9月下旬から10月上旬に教育委員会の議決を得て、10月中旬から下旬に告示する予定で進めている。

■橋田委員長

- 報告事項について何かあるか。

〈質疑なし〉

■橋田委員長

- 報告事項については、これで終わる。

■終了宣言

- 午後2時10分

議事録署名人 河村祥史

〃 小葉松洋子

調製者庶務係 田中修一